(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その７　１２か月～５か月契約〕

（単位：円）

車種			保険期間 12か月契約	11か月契約	10か月契約	9か月契約	8か月契約	7か月契約	6か月契約	5か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用		12,940	12,340	11,740	11,140	10,540	9,940	9,350	8,750
	自家用		12,220	11,680	11,140	10,600	10,060	9,520	8,990	8,450
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く		17,090	16,150	15,200	14,260	13,310	12,370	11,420	10,480
	個人タクシー		16,160	15,290	14,420	13,560	12,690	11,820	10,960	10,090
自家用乗用自動車			7,030	6,920	6,810	6,710	6,600	6,500	6,390	6,280
けん引普通貨物及び自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの	12,530	11,960	11,400	10,840	10,270	9,710	9,140	8,580
		最大積載量が２トン以下のもの	11,120	10,670	10,230	9,780	9,330	8,890	8,440	7,990
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの	12,530	11,960	11,400	10,840	10,270	9,710	9,140	8,580
		最大積載量が２トン以下のもの	11,120	10,670	10,230	9,780	9,330	8,890	8,440	7,990
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		8,050	7,860	7,670	7,480	7,290	7,090	6,900	6,710
	自家用		8,010	7,820	7,640	7,450	7,260	7,070	6,880	6,700
小型二輪自動車			6,420	6,370	6,310	6,260	6,200	6,140	6,090	6,030
軽自動車	検査対象車		6,810	6,730	6,640	6,550	6,460	6,370	6,280	6,200
	検査対象外車		6,140							
原動機付自転車	一般原動機付自転車		5,970							
	特定小型原動機付自転車		5,950							
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,940	5,920	5,910	5,890	5,880	5,860	5,850	5,830
緊急自動車			5,950	5,930	5,920	5,900	5,880	5,870	5,850	5,840
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,010	5,990	5,970	5,950	5,930	5,900	5,880	5,860
	(ロ) 小型二輪自動車		6,000	5,980	5,960	5,940	5,920	5,900	5,880	5,860
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	6,000	5,980	5,960	5,940	5,920	5,900	5,880	5,860
		検査対象外車	6,020	6,000	5,980	5,960	5,940	5,920	5,900	5,880
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		5,880	5,870	5,850	5,840	5,840	5,820	5,820	5,810
	(ロ) 教習用自動車		5,880	5,870	5,850	5,840	5,840	5,820	5,820	5,810
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	6,540	6,470	6,410	6,340	6,280	6,210	6,150	6,080
		b 小型二輪自動車	5,910	5,900	5,890	5,870	5,860	5,850	5,830	5,820
		c 軽自動車 検査対象車	5,910	5,900	5,890	5,870	5,860	5,850	5,830	5,820
		c 軽自動車 検査対象外車	5,900							
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,870	5,860	5,850	5,840	5,830	5,820	5,810	5,800
検査対象外被けん引軽自動車			5,890							

（注）１．本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州）以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの（沖縄県を除く。）をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その８　４か月～５日契約〕

（単位：円）

車種			保険期間 4か月契約	3か月契約	2か月契約	1か月契約	5日契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用		8,150	7,550	6,950	6,350	
	自家用		7,910	7,370	6,830	6,290	
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く		9,530	8,590	7,640	6,700	
	個人タクシー		9,220	8,350	7,490	6,620	
自家用乗用自動車			6,180	6,070	5,970	5,860	
けん引普通貨物及び自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの	8,010	7,450	6,880	6,320	
		最大積載量が２トン以下のもの	7,540	7,100	6,650	6,200	
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの	8,010	7,450	6,880	6,320	
		最大積載量が２トン以下のもの	7,540	7,100	6,650	6,200	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		6,520	6,330	6,140	5,950	
	自家用		6,510	6,320	6,130	5,940	
小型二輪自動車			5,980	5,920	5,870	5,810	
軽自動車	検査対象車		6,110	6,020	5,930	5,840	
	検査対象外車						
原動機付自転車	一般原動機付自転車						
	特定小型原動機付自転車						
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,820	5,800	5,790	5,770	
緊急自動車			5,820	5,800	5,790	5,770	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,840	5,820	5,800	5,780	5,760
	(ロ) 小型二輪自動車		5,840	5,820	5,800	5,770	5,760
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,840	5,820	5,800	5,770	5,760
		検査対象外車	5,860	5,840	5,820	5,790	5,780
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		5,800	5,790	5,780	5,770	
	(ロ) 教習用自動車		5,800	5,790	5,780	5,770	
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	6,010	5,950	5,880	5,820	
		b 小型二輪自動車	5,810	5,790	5,780	5,770	
		c 軽自動車 検査対象車	5,810	5,790	5,780	5,770	
		c 軽自動車 検査対象外車					
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,800	5,790	5,780	5,770	
検査対象外被けん引軽自動車							

（注）１．本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州）以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの（沖縄県を除く。）をいう。